

会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年会津若松市条例第29号）新旧対照表
（条例本文に変更なし）

改正後（案）	現行
○会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月 1 日 会津若松市条例第29号 （趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 （個人番号の利用範囲） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に	○会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月 1 日 会津若松市条例第29号 （趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 （個人番号の利用範囲） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定に

より、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

より、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1 市長	会津若松市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年会津若松市条例第25号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	会津若松市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年会津若松市条例第25号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
2 市長	会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例（昭和49年会津若松市条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例（昭和49年会津若松市条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
3 市長	会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年会津若松市条例第29号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		3 市長	会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年会津若松市条例第29号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの		4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				

別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	会津若松市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57	1 市長	会津若松市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57

		年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの			年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの			地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの			児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「母子保健関係情報」という。)であって規則で定めるもの			母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「母子保健関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付を			児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付を

		いう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの 会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障がい者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの</u>			いう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの 会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障がい者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳関係情報」という。)であって規則で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「精神障害者	2 市長	会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳に関する情報(以下「身体障害者手帳関係情報」という。)であって規則で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「精神障害者

		保健福祉手帳関係情報」という。)であって規則で定めるもの			保健福祉手帳関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		会津若松市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの			会津若松市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの			ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			
3 市長	会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

		もの	児童手当関係情報であって規則で定めるもの			もの	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
			子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの				子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
			重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの				重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
			<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				
4 市長	生活保護法に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する事務であって規則で定めるものの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	生活保護法に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する事務であって規則で定めるものの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの			児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの			身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの			精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの	精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金給付等に関する情報であって規則で定めるもの	国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金給付等に関する情報であって規則で定めるもの			国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金給付等に関する情報であって規則で定めるもの	国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福	母子及び父子並びに寡婦福			母子及び父子並びに寡婦福	母子及び父子並びに寡婦福

		祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 母子保健関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療			祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 母子保健関係情報であって規則で定めるもの 児童手当関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療
--	--	--	--	--	--

		費の支給に関する情報であ って規則で定めるもの 子ども医療費助成関係情報 であって規則で定めるもの 重度心身障がい者医療費助 成関係情報であって規則で 定めるもの ひとり親家庭医療費助成関 係情報であって規則で定め るもの <u>住登外者宛名情報であって</u> <u>規則で定めるもの</u>			費の支給に関する情報であ って規則で定めるもの 子ども医療費助成関係情報 であって規則で定めるもの 重度心身障がい者医療費助 成関係情報であって規則で 定めるもの ひとり親家庭医療費助成関 係情報であって規則で定め るもの
5 市長	<u>住登外者宛名</u> <u>番号管理機能</u> <u>による住登外</u> <u>者の情報の管</u> <u>理に関する事</u> <u>務であって規</u> <u>則で定めるも</u> <u>の</u>	<u>子ども医療費助成関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u> <u>重度心身障がい者医療費助</u> <u>成関係情報であって規則で</u> <u>定めるもの</u> <u>ひとり親家庭医療費助成関</u> <u>係情報であって規則で定め</u> <u>るもの</u> <u>生活保護法に準じて行う保</u> <u>護の措置による外国人の保</u> <u>護に関する情報であって規</u> <u>則で定めるもの</u>			
6 市長又は 教育委員会	<u>法別表の各項</u> <u>の下欄に掲げ</u> <u>る事務（準法</u> <u>定事務を含</u> <u>む。）であっ</u> <u>て規則で定め</u> <u>るもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって</u> <u>規則で定めるもの</u>			
7 市長又は 教育委員会	<u>住登外者宛名</u> <u>番号管理機能</u> <u>による住登外</u> <u>者の情報の管</u> <u>理に関する事</u> <u>務であって規</u>	<u>法別表の各項の下欄に掲げ</u> <u>る事務（準法定事務を含</u> <u>む。）に関する情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u>			

	則で定めるもの						
	の						
別表第3（第3条関係）				別表第3（第3条関係）			
情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報	情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの	2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				
4 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				